

「日本銀行定款」の一部変更に関する件（4月25日）

本委員会は、令和 7 年 4 月 25 日、「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律」（令和 4 年法律第 68 号）による「日本銀行法」（平成 9 年法律第 89 号）の一部改正に伴い、「日本銀行定款」（平成 10 年 3 月 24 日決定）^{注 1)}を財務大臣および金融庁長官の認可を経て^{注 2)}、別紙. のとおり一部変更することを決定した^{注 3)}。

注 1) 全文は、「[日本銀行定款](#)」をご参照ください。

注 2) 5 月 26 日に認可を取得しました。

注 3) 本件は、本委員会で 4 月中に決定したのですが、財務大臣および金融庁長官による認可取得後に公表される月報に掲載する扱いとしました。

「日本銀行定款」中一部変更

○ 第三十二条を横線のとおり改める。

(役員の身分保障)

第三十二条 当銀行の役員（理事を除く。）は、第三十条第六項後段に規定する場合又は次の各号のいずれかに該当する場合を除くほか、在任中、その意に反して解任されることがない。

一 } 略（不変）
二 }

三 ~~禁錮~~拘禁刑以上の刑に処せられたとき。

四 略（不変）

2 } 略（不変）
3 }

(附則)

この定款の一部変更は、令和七年六月一日から施行する。